川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５０号

川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例

川崎市衛生試験検査手数料条例（昭和２７年川崎市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

種　　別	金　　額
１　腸管系細菌	
⑴　簡易なもの	１件につき　５，８９０円
⑵　複雑なもの	１件につき　６，６８０円
⑶　特に複雑なもの	１件につき　２４，４３０円
⑷　特殊なもの	１件につき　４２，３１０円
⑸　極めて特殊なもの	１件につき　６８，７３０円
２　その他の細菌	
⑴　簡易なもの	１件につき　４，１５０円
⑵　複雑なもの	１件につき　７，４４０円

⑶　特に複雑なもの	１件につき	１０，３６０円
⑷　特殊なもの	１件につき	１３，０００円
⑸　極めて特殊なもの	１件につき	４１，１００円
３　ウイルス・衛生動物		
⑴　簡易なもの	１件につき	８，１４０円
⑵　複雑なもの	１件につき	１９，５３０円
⑶　特に複雑なもの	１件につき	２４，４３０円
⑷　特殊なもの	１件につき	３６，３２０円
４　家庭用品		
⑴　定量分析		
ア　複雑なもの	１成分につき	４，５７０円
イ　特に複雑なもの	１成分につき	１０，６８０円
ウ　特殊なもの	１検体につき	１５，２７０円
⑵　容器耐圧	１検体につき	３，３５０円
５　食品等		
⑴　定性分析		
ア　簡易なもの	１成分につき	１，２１０円
イ　複雑なもの	１成分につき	３，０４０円
ウ　特に複雑なもの	１成分につき	６，４５０円
エ　特殊なもの	１成分につき	４４，６８０円
⑵　定量分析		
ア　簡易なもの	１成分につき	２，０３０円
イ　複雑なもの	１成分につき	６，４３０円
ウ　特に複雑なもの	１成分につき	７，６３０円
エ　特殊なもの	１成分につき	１５，２７０円

オ　極めて特殊なもの	１成分につき　　２９，５５０円
⑶　細菌	
ア　簡易なもの	１項目につき　　３，０４０円
イ　複雑なもの	１項目につき　　３，８１０円
⑷　残留農薬等	混合標準溶液２系統まで１５２，７７０円とし、当該溶液が１系統増すごとに３０，２４０円を加える。
⑸　有害性物質	
ア　複雑なもの	１成分につき　　２５，４６０円
イ　特に複雑なもの	１成分につき　　３３，６１０円
⑹　特定原材料	
ア　定性分析	１品目につき　　７８，４２０円
イ　定量分析	１品目につき　　８０，４６０円
⑺　組換え遺伝子	
ア　定性分析	１系統につき　　３５，６４０円
イ　定量分析	１系統につき　　５４，０２０円
６　水質	
⑴　定性分析	１成分につき　　１，０１０円
⑵　定量分析	
ア　簡易なもの	１成分につき　　１，０６０円
イ　複雑なもの	１成分につき　　３，０４０円
ウ　特に複雑なもの	１成分につき　　６，１００円
エ　特殊なもの	１成分につき　　１２，２１０円

オ　極めて特殊なもの	１成分につき　　２４，３２０円
⑶　細菌	
ア　簡易なもの	１検体につき　　３，５８０円
イ　複雑なもの	１検体につき　　７，６３０円
ウ　特殊なもの	１検体につき　　２２，９００円
７　放射性核種	
⑴　簡易なもの	１検体につき　　１０，１８０円
⑵　複雑なもの	１検体につき　　１８，３３０円
⑶　特に複雑なもの	１検体につき　　４３，７９０円
８　その他	１の項から７の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定める額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に依頼された試験検査から適用し、同日前に依頼された試験検査については、なお従前の例による。